

第 341 回(平成 30 年 9 月)定例会

会派提案意見書案

平成 30 年 10 月 4 日

番号	件名	提出 会派
意 1	ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書	自民
意 2	専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書	自民
意 3	地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書	公明
意 4	児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書	公明
意 5	社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求める意見書	県民
意 6	災害医療体制の充実を求める意見書	維新
意 7	歯科医療の充実を求める意見書	維新
意 8	災害救助法の拡充を求める意見書	共産
意 9	待機児童解消のための保育施設増、保育士処遇改善を求める意見書	共産

座長提案意見書案

番号	件名	提出
意 10	防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等具体的な対策を求める意見書	座長

(自由民主党)

意見書案 第 号

ため池の総合的な防災・減災対策の推進を求める意見書

ため池は、農業用水の確保だけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、地域の憩いの場の提供など多面的な機能を有しており、降雨時には雨水を一時的に貯める洪水調整や土砂流出の防止などの役割もある。

平成 30 年 7 月豪雨では、河川の氾濫とともにため池の決壊が水害の要因となり、改めて、ため池の防災対策の重要性と緊急性が認識されたところである。

本県は全国一のため池数を有しているが、現在その多くは老朽化や耐震不足となっており、改修が必要なため池は約 1,100 箇所と膨大である。本県においては、「ため池整備 5 箇年計画」（平成 27 年度～31 年度）に基づき、直ちに改修が必要なため池 380 箇所の整備を推進しているが、計画的な事業実施のためには、安定的な予算確保が課題となっている。

近年、集中豪雨が頻発する傾向にあり、また、今後 30 年以内に約 70%の確率で発生すると言われていた南海トラフ巨大地震による二次災害を予防するためにも、ため池の総合的な防災・減災対策の一層の推進を図る必要がある。

よって、国におかれては、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 ため池による災害を未然に防止するため、改修に必要な事業予算を確保するとともに、地域住民を含めた管理体制を支援する、ため池緊急防災体制整備促進事業の拡充を行うなど、財政支援を強化すること。
- 2 農村地域防災減災事業（調査計画事業）について、平成 30 年度までとされている定額助成事業を継続すること。また、整備に着手するまでの間の要改修ため池等の適正な管理に要する経費、及び地域や県域単位で取り組むため池保全活動についても支援対象とすること。
- 3 ため池整備を進捗させる上では県営事業と市町営事業をバランスよく実施することが重要であり、市町営事業を県営事業と同様に公共事業等債の適用事業とするなど、事業実施に係る地方財政措置を充実させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(自由民主党)

意見書案 第 号

専門職大学の創設に関する適切な制度設計を求める意見書

現在、わが国は人口減少社会の本格的な到来に直面し、様々な分野において人材不足、担い手不足が深刻な課題となっている。「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務である。

このような中、専門職業人材の養成を行う新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学制度の創設に関わる学校教育法の一部を改正する法律が昨年5月に公布、平成31年4月から施行され、社会の変化に対応できる人材育成の強化が図られることになった。

本県においても、但馬地域において、国公立大学で初めて演劇を本格的に学び、舞台芸術の学修で得た能力を基礎として、地域と協働し、多彩な地域資源を活かして芸術文化を通じた新たな価値を創造できる専門職業人材を育成することを目標とする大学の設立を検討している。

人口減少が進む中、地域産業の担い手となる専門職業人材の養成は極めて重要であり、地域の発展と国際社会の形成に貢献する専門職大学の設立は今後更に重要性を増していくものと思われる。

よって、国におかれては、専門職大学の積極的な設置を推進するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 専門職大学を地方が積極的に設置できるよう、以下のような設置基準の柔軟な運用を行うこと。
 - (1)校地面積や校舎面積、体育館等必要施設の設置に関する柔軟な対応
 - (2)教員派遣・教育課程の共通化など既存大学と連携したカリキュラムの構成
- 2 専門職大学が、高度かつ専門的な職業教育が求められること、企業等における臨時実務実習等を行う必要があること等を踏まえ、設置運営に関して十分な財政支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・
拡充を求める意見書

地方消費者行政の充実・強化については、平成 21 年度以降、地方消費者行政活性化基金や地方消費者行政推進交付金等、国の財源を活用し、本県においても平成 22 年に全国で初めて県内全市町に消費生活センターを設置したほか、地域社会における消費者問題解決力の強化に取り組むなど、前進が図られてきた。

高齢化の進行、インターネット社会の進展など、消費者を取り巻く環境は変化しており、高齢者の悪質商法・詐欺的商法による被害や若者の SNS でのトラブル等、消費者被害は後を絶たず、消費生活相談件数は高止まりで推移している。民法改正による成年年齢の引き下げに向けた若年者への消費者教育の強化、消費者被害に遭いやすい高齢者・障害者や周囲への支援など、地方自治体に取り組むべき課題は依然、山積している状態である。

しかしながら、平成 30 年度より、地方消費者行政に対する国の財政措置の見直しが行われ、これまでの地方消費者行政推進交付金は、新たに創設された地方消費者行政強化交付金の推進事業として再編され、大幅に縮小された。新たに設けられた強化事業は、用途や活用年限に制約がある上、補助率も 2 分の 1 となっている。

国による交付金措置が後退すれば、昨今の厳しい財政事情により、各地方自治体の努力だけでは、これまで充実・強化してきた消費生活相談体制や安全安心な消費生活の実現に向けた施策を維持することは困難であり、消費者行政は後退を余儀なくされる状況にある。また、消費者庁には地方支分部局がないことから、地方消費者行政が後退すれば、消費者被害情報の収集・分析や法執行、消費者被害防止の広報啓発等、国の消費者行政も進まなくなることが懸念される。

よって、国におかれては、地方消費者行政の充実・強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 平成 30 年度当初予算における交付金の減額が、地方自治体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成 30 年度当初予算で確保できなかった交付金額については、補正予算で手当てすること。
- 2 平成 31 年度以降、地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成 29 年

度並みの水準で確保すること。

- 3 消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、悪質業者に対する行政処分といった国全体の消費者行政に資する取組については、地方自治体に対する恒久的な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(公明党・県民会議)

意見書案 第 号

児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書

今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成 28 年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は 12 万件を超え、5 年前と比べると倍増している。

こうした事態を重く受け止め、政府は平成 28、29 年と連続して児童福祉法等を改正し、児童虐待防止対策を強化してきた。しかし、今回の事案は、児童相談所が関与していたにもかかわらず、虐待から救うことができなかった。

虐待から子どもの命を守るためには、子どもの異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

そこで、国におかれては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策の更なる強化に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 平成 28 年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市・特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。
- 2 子どもの問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担を更に明確にするとともに、施設や N P O 等民間機関・団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担・協働を加速する「児童相談体制改革」を行うこと。
- 3 児童相談所間および児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう、引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。
- 4 全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談できる窓口につながるまでの間にいまだ半数以上の電話が切れている実態を

速やかに検証・分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

- 5 保育所や幼稚園・学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSW（スクールソーシャルワーカー）を中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(ひょうご県民連合)

意見書案 第 号

社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の見直しを求め
る意見書

超少子高齢化社会を迎え、社会保障費が増大する中、社会保障財源の安定的な確保に努めることが必要である。

そのような中、医師、歯科医師については、年間の社会保険診療報酬が5,000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置がある。

平成23年、会計検査院は、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じている事態が見受けられたことを踏まえ、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示している。

その際の調査では、概算経費率と実際経費率に約2割の開きがあるとされており、厚生労働省は、概算経費率の水準は合理性があるとの見解を示しているが、合理性があるとは考えられず公平な税負担になっていない。

よって、国におかれては、課税の公平性と健全な社会保険制度の維持のため、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置において、実態に即した概算経費率に見直しを図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

災害医療体制の充実を求める意見書

団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて高齢化が進み、国民の医療ニーズが急増すると予想される中、国民が安心して必要な医療を受けることができる体制を構築することが喫緊の課題となっている。

また、本年は豪雨や台風、地震などの度重なる被害に加えて、今後30年以内に70%以上の確率で南海トラフ巨大地震など国難と言えるレベルの災害に備えつつ、医療体制の維持を図っていかねばならない。

しかし、医療機関における災害時の電気、水等のライフラインを確保するために必要な設備等の能力拡充については、整備費用が膨大である。また、大阪府北部を震源とする地震では、老朽化した医療施設での施設の破損等により、医療提供に支障があったという報告もある。

よって国におかれては、災害医療体制の充実を図るため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 災害拠点病院施設整備事業における災害時のライフライン確保のための設備の整備費用の補助基準額及び補助率の引き上げを行うこと。
- 2 早期の耐震化を推進するために、医療提供体制施設整備交付金事業における国庫補助金の対象医療施設の補助要件の緩和、補助率及び補助上限額の拡充を行うことや、補助基準額での交付に必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(維新の会)

意見書案 第 号

歯科医療の充実を求める意見書

少子高齢化が進む中で、医療費の増大が見込まれる中、本県でも平成30年3月に兵庫県地域創生戦略を改定し、健康長寿社会づくりを目標の一つに加え、健康寿命の延伸に取り組んでいる。

歯や口腔の機能が全身の健康、介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究等で実証されている。また、医療費の節減にも効果があることが「8020運動の実績」で実証されている。本県でも、全身の健康状態に影響し、生活の質と向上を図る上で重要である歯と口腔の健康づくりについて、「口腔保健支援センター」を中心に取り組んでいる。

しかし、成人の80%前後が歯周病を患っているにも関わらず、定期的に健診を行わず、知らず知らずのうちに歯周病が進行しているケースが多いと言われている。

一方、歯科では過去30年にわたり新しい治療法が保険に適用されていない。例えば、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などは一般的な治療方法にも関わらず、保険適用されていない。

よって、国におかれては、安全に普及している歯科医療技術・材料に対する保険適用の拡大など、国民がより良い歯科医療を受けられるための措置を推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

災害救助法の拡充を求める意見書

災害救助法は、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、昭和 22 年 10 月 18 日に制定された。

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助するとして、避難所、応急仮設住宅の設置・住宅の応急修理、食品・飲料水・被服・寝具等・学用品の給与、医療、助産、被災者救出、埋葬、死体の捜索及び処理、住居またはその周辺の土石等の障害物の除去が定められ、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととなっている。

しかしながら災害救助法による救助は、災害により例えば、人口 30 万人以上で全壊 150 世帯と、市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合に、行うとの適用基準があり、平成 30 年 7 月豪雨災害では、全国で 11 府県 64 市 38 町 4 村、兵庫県内では、宍粟市など 9 市 6 町が適用をうけたものの、10 世帯が全壊となった神戸市などは、適用されていない。土石等の障害物除去についても、私有地での土砂撤去は、その対象になっておらず、個人の資力では、到底除去は、困難である。

また、被災者住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与等に欠くことのできない家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費についても自治体の負担となっており、その改善が求められる。

よって、国におかれては、下記のとおり、災害救助法に基づく応急救助について被災者の生活再建に結びつくよう見直すことを強く要望する。

記

- 1 災害救助法の適用要件を、都道府県単位や隣接する自治体を一括するなど、現場の実態に応じ、被災地・被災者に適用すること。
- 2 災害救助法における「障害物の除去」について、土砂災害の場合、対象を「私道」「一部損壊または、床下浸水」とし、費用の限度を引き上げること。
- 3 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とし、災害救助法に基づく国庫負担を最大で全額とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

意見書案 第 号

待機児童解消のために保育施設増、保育士処遇改善 を求める意見書

2018年4月1日時点の待機児童数は、明石市571人、西宮市413人、神戸市332人とそれぞれ増加し、県全体でも、前年比416人増の1,988人となり、兵庫県は、増加数が最も多い都道府県となっている。

全国でも、依然2万人の待機児童が残され、「隠れ待機児童」数も7万人と昨年からほとんど変わっていない。

少子化の中でも保育所などを利用する子供の数は年々増え続け、更に、2019年10月からは3歳以上の保育料が無償化され、ますます保育所に通わせることを望む保護者が増えることが予想される。

待機児童を解決するためには、保育施設の大増設が待ったなしの課題となっている。同時に、保護者が望んでいる保育施設は、身近な自治体が責任を持ち、施設や人員配置などについて子供の発達に必要な水準を確保するためとして「最低基準」を設けている認可保育所であることは明瞭である。

保育所増設の鍵を握る保育士不足は深刻である。全産業平均を月10万円も下回る保育士の低い賃金に対し、安定した賃金補償など国が責任をもって処遇改善を抜本的に図ることが急務である。

よって、国におかれては、安心して子供を預けられる保育環境の充実のために、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

記

- 1 待機児童解消に見合う認可保育所増設に必要な予算措置を行うこと。
- 2 民間認可保育所建設への助成拡大、利子補給などの支援措置を強めること。
- 3 保育士、栄養士など保育所で働く全ての職業の賃金を緊急に引き上げ、全産業平均に近づけるようにすること。
- 4 保育士配置基準の更なる改善とこれに伴う財政措置を充実すること。
- 5 保育士の給与水準の向上につながるよう公定価格の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(座 長)

意見書案 第 号

防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等
具体的な対策を求める意見書

近年、豪雨や地震による大規模災害が頻発している。本年だけでも、6月の大阪府北部地震、7月豪雨、8月の台風第20号、9月の台風第21号、更には北海道胆振東部地震が大きな被害を引き起こした。海水温上昇によるスーパー台風発生の可能性が高まるとともに、南海トラフ地震の発生確率が70～80%に引き上げられるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない状況にあり、防災・減災に対する取組を最大限加速させる必要がある。

本年6月に土木学会が発表した「「国難」をもたらす巨大災害対策についての技術検討報告書」では、事前に公共インフラ対策を行うことにより、経済被害が3分の1から6割程度軽減できることが示された。また、7月豪雨では、本県において取り組んできた河川整備や砂防堰堤などの防災対策の効果が発揮された。

このことから、災害被害の軽減、災害後の経済活動の迅速な復旧につながるインフラの整備、老朽化対策、適正な維持管理を更に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、防災・減災対策をより一層強力に進めるため、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 発生確率が高まる南海トラフ地震や日本海側の津波に備えた「事前防災」の観点から、対策に必要となる予算措置を講ずること。
- 2 平成30年7月豪雨、台風第21号など、激甚化・多発化する災害を踏まえ、防災事業を計画的に実施していくため、治水対策、高潮対策、土砂災害対策、道路防災対策等に必要となる予算措置を講ずること。
- 3 災害時の機能保全、安全性確保の観点からも、社会基盤施設の老朽化対策や適正な維持管理に必要な予算措置を講ずること。
- 4 「国難」をもたらす巨大災害に備え、発災後の救援支援活動への支障や社会経済活動の機能不全など、国土の重大な脆弱性の解消を図るために必要となる道路、港湾、空港など交通・運輸基盤の整備を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。